

石油税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(移出又は引取数量の測定等)</p> <p>第 23 条 採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等の数量の測定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 原油又は石油製品(関税定率法別表第 2710・19 号の 2 に該当するグリースを除く。)については、第 26 条《原油等の数量の常温換算等》に定める常温換算を行うこととなるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(移出又は引取数量の測定等)</p> <p>第 23 条 採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等の数量の測定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 原油又は石油製品(関税定率法別表第 2710・00 号の 2 に該当するグリースを除く。)については、第 26 条《原油等の数量の常温換算等》に定める常温換算を行うこととなるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p>